

問1 認定関係

新規の認定申請はできますか。

答 公害健康被害補償制度の根拠となる「公害健康被害補償法」が昭和62年9月に改正（昭和63年3月1日から実施）され、それまで大気汚染地域として指定されていた指定地域の全てが解除されました。この改正により、昭和63年3月1日以降、新規の認定申請はできなくなりました。

問2 認定関係

旧指定地域外へ転居した場合は被認定者ではありませんか。

答 認定されている方（被認定者）は、居住地に関係なく認定疾病が治癒するまで補償されます。

例えば、東海市から豊橋市や鹿児島県に転居されても、愛知県の被認定者として愛知県が担当し、補償給付が受けられますし、認定疾病が治る見込みがないときは認定の更新も受けられます。

しかし、横浜市や北九州市などの旧指定地域内に転居された場合は、その転居先の地方公共団体が認定更新や補償給付などの事務を行いますので、認定知事等の変更届出が必要となります。

いずれの場合も転居される場合は、愛知県知多保健所にご連絡ください。

旧指定地域

(指定地域についての詳細は、愛知県知多保健所又は愛知県環境部環境政策課までおたずねください。)

都道府県	指 定 地 域
千 葉	千葉市（南部臨海地域）
東 京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 品川区 大田区 目黒区 渋谷区 豊島区 北区 板橋区 墨田区 江東区 荒川区 足立区 葛飾区 江戸川区
神 奈 川	横浜市（鶴見臨海地域） 川崎市（川崎区 幸区）
静 岡	富士市（中部地域）
愛 知	名古屋市（中南部地域） 東海市（北部、中部地域）
三 重	四日市市（臨海地域及び旧三重郡楠町）
大 阪	大阪市 豊中市（南部地域） 吹田市（南部地域） 守口市 東大阪市（中西部地域） 八尾市（中西部地域） 堺市（中部地域）
兵 庫	神戸市（臨海地域） 尼崎市（東部、南部地域）
岡 山	倉敷市（水島地域） 玉野市（南部臨海地域） 備前市（片上湾周辺地域）
福 岡	北九州市（洞海湾沿岸地域） 大牟田市（中部地域）

注：指定地域の市町（区）の名称は、平成25年3月末現在

問3 認定関係

病名追加、病名変更はできますか。

答

昭和63年3月1日以後は新規認定ができないため、既に認定されている指定疾病に他の旧指定疾病を併発した場合、又は他の旧指定疾病に変わった場合でも病名追加、病名変更はできません。

ただし、認定更新時に、認定疾病の病像の変化により、認定疾病が他の旧指定疾病に変わっていること、又は旧指定疾病を併発していることが認められ、かつ、認定疾病と病像の変化により起こった旧指定疾病との医学的関連性が認められる場合は、現在の認定疾病名での認定の更新がされることとなり、公害医療手帳の認定疾病の名称の欄に、次のように記載されます。

〈例〉 慢性気管支炎（病像の変化により肺気しゅを併発）
ぜん息性気管支炎（病像の変化により気管支ぜん息に変更）

なお、旧指定疾病とは、①慢性気管支炎、②気管支ぜん息、③ぜん息性気管支炎、④肺気しゅ です。

問4 認定関係

認定の更新とはなんですか。

答

認定されている方の認定疾病が、定められた有効期間内に治る見込みがない場合(※)に、認定の有効期間満了後においても被認定者の取扱いを継続するための手続きを、認定の更新といいます。

認定の有効期間は3年です。

公害医療手帳に各被認定者の認定の有効期間が記入してあります。

※例えば、定期的に受診し、治療を続けている方があてはまります。

問5 認定関係

認定更新の手続き方法はどうすればよいですか。

答 認定の有効期間満了前に、認定疾病が治る見込みがない場合は、有効期間の満了する日の属する月の3か月前から、更新の申請をすることができます。

有効期間が満了する3～4か月前に、愛知県知多保健所から「認定更新申請書」の用紙を送付します。

申請される方は、認定更新申請書に所定の事項を記入し、主治医に「主治医診断報告書」を記入してもらったうえ、すみやかに愛知県知多保健所に提出してください。「認定更新申請書」の書き方は、52ページを参照してください。

愛知県知多保健所では、申請書を受け付けると医学的検査の検査通知票を発行しますので、指定の検査機関ですみやかに必要な検査を受けてください。

なお、一定の条件を満たす医療機関であれば、指定検査機関以外でも医学的検査を受けていただくことができます。詳細は、8ページをご覧ください。